# 交野市制限付一般競争入札制度に関する要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、交野市が発注する建設工事の請負契約、業務委託契約又は賃貸借契約に係る制限付一般競争入札を適正かつ合理的に行うため、法令その他に定めがあるもののほか、制限付一般競争入札(以下「本制度」という。)を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「建設工事」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木工事、建設工事、舗装工事、電気工事、管工事、造園工事及びその他工事をいう。また、「委託業務」とは、測量、設計業務等をいう。

# (対象工事等)

第3条 本市で発注する設計金額1千万円以上の建設工事(ただし、建築工事については、設計金額2千万円以上の工事)又は設計金額1千万円以上の委託業務並びに設計金額が年額1千万円以上の賃貸借契約(以下「対象工事又は業務」という。)については、本制度によって契約事務の執行を行うものとする。ただし、市長が、緊急に施行を要すると認めた工事若しくは委託業務、又は本制度により難いと認めた工事若しくは委託業務については、この限りでない。

#### (入札参加資格)

- 第4条 本制度に係る入札参加資格は、対象工事又は業務ごとに、次に掲げる事項 を考慮して定めるものとする。
  - (1)建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経 営事項審査数値又は交野市建設工事指名選定要綱附則に規定する等級別格 付を準用する。なお、この場合の等級別格付Aについては5千万円以上とし、 上限はないものとする。
  - (2) 対象工事又は業務と同規模以上の施工実績、業務実績及び技術的適正
  - (3) 事業所の所在地
  - (4) その他対象工事又は業務について必要な事項

## (審査委員会)

- 第5条 本制度を適正に行うため交野市制限付一般競争入札参加資格審査委員会 (以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対象工事又は業務の入札参加資格に関すること
- (2) 入札参加申出者の資格審査に関すること
- 3 委員会の委員は、交野市公共工事等指名競争入札事務取扱要綱(以下「競争入札 事務取扱要綱」という。)第2条第2項に定める委員をもって充てる。
- 4 委員会の運営は、競争入札事務取扱要綱第3条の例による。

## (入札参加の申出の手続等)

- 第6条 本制度による入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定による公告で定めるところにより、入札参加の申出をしなければならない。
- 2 入札参加の申出があったときは、委員会の資格審査を経て、入札参加資格について決定し、その結果を申出者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格を認めなかった者には、その理由を付して通知するものとする。

#### (設計図書等)

第7条 設計図書等(図面・仕様書等)については、実費販売するものとし、その旨を入札公告において明らかにするものとする。ただし、実費販売を必要としないものについてはこの限りではない。

#### (入札に参加できない者)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、本制度による入札に参加できないも のとする。
  - (1) 施行令第167条の4の規定に該当 する者
  - (2) 交野市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者
  - (3) 交野市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止等の期間中の者
  - (4) 当該入札に関し、第6条第1項に規定する公告で定める期限までに同項の申 出をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
  - (5) その他市長が入札に参加させることが適当でないと認める者

### (共同企業体への適用)

第9条 この要綱は、共同企業体への発注工事についても適用するものとする。

附則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

| 附 | 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成20年4月21日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年12月17日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。